

イスラム暦 1435 年 10 月 13 日すなわち 2014 年 8 月 9 日生物資源に係る法律第 14-07 号

共和国大統領は、

憲法第 12 条、第 17 条、第 119 条、第 120 条、第 122 条、第 125 条(2 項)及び第 126 条に鑑み、

1971 年 2 月 2 日にラムサール(イラン)にて調印され、1982 年 12 月 11 日付政令第 82-439 号をもって承認された、水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約に鑑み、

1968 年 9 月 15 日にアルジェにて調印され、1982 年 12 月 11 日付政令第 82-440 号をもって承認された、アフリカ自然・天然資源保全条約に鑑み、

1973 年 3 月 3 日にワシントンにて調印され、1982 年 12 月 25 日付政令第 82-498 号をもって承認された、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約に鑑み、

1992 年 6 月 5 日にリオ・デジヤネイロにて調印され、イスラム暦 1416 年 1 月 7 日すなわち 1995 年 6 月 6 日に大統領令第 95-163 号をもって承認された、生物多様性に関する条約に鑑み、

1979 年 6 月 23 日にボンにて調印され、20 Safar 1426 すなわち 2005 年 3 月 31 日付大統領令第 05-108 号をもって承認された移動性野生動物の保全に関する条約に鑑み、

イスラム暦 1427 年 2 月 12 日すなわち 2006

年 3 月 12 日付大統領令第 06-121 号にて承認された、国際自然保護連合の規定及びそれに関連する規則に鑑み、

1996 年 8 月 15 日にデン・ハーグにて採択され、イスラム暦 1427 年 3 月 16 日すなわち 2006 年 4 月 15 日付大統領令第 06-140 号をもって批准された、アフリカ・ユーラシア渡り性水鳥保全協定に鑑み、

1995 年 6 月 10 日にバルセロナにて調印され、イスラム暦 1427 年 1 月 22 日すなわち 2006 年 11 月 14 日付大統領令第 06-405 号をもって承認された、地中海における特別保護区と生物多様性に関する議定書に鑑み、

1966 年 6 月 8 日付刑事訴訟法に係るオルドナンス第 66-155 号(改正及び補遺を含む)に鑑み、

1966 年 6 月 8 日付刑法に係るオルドナンス第 66-156 号(改正及び補遺を含む)に鑑み、1976 年 10 月 23 日付海事法に係るオルドナンス第 76-80 号(改正及び補遺を含む)に鑑み、

1979 年 7 月 21 日付関税法に係るオルドナンス第 79-07 号(改正及び補遺を含む)に鑑み、

1984 年 6 月 23 日付森林一般規則に係るオルドナンス第 84-12 号(改正及び補遺を含む)に鑑み、

1987年8月1日付植物衛生保護に係る法律
第88-17号に鑑み、

1988年1月26日付獣医学業務及び動物保
健保護に係る法律第88-08号に鑑み、

イスラム暦1414年12月17日すなわち
1994年5月28日付漁業に係る一般規則を
定めた法的政令第94-13号に鑑み、

イスラム暦1419年2月20日すなわち1998
年6月15日付文化遺産保護に係る法律第
98-04号に鑑み、

イスラム暦1419年4月29日すなわち1998
年8月22日付科学研究及び技術開発に関する
5ヵ年方針・計画法1998-2002に係る法
律第98-11号(改正及び補遺を含む)に鑑み、

イスラム暦1422年4月11日すなわち2001
年7月3日付漁業及び養殖に係る法第
01-11号に鑑み、

イスラム暦1424年5月19日すなわち2001
年7月19日付持続可能な開発における環境
保護に係る法律第03-10号に鑑み、

イスラム暦1425年6月27日すなわち2004
年8月14日付狩猟に係る法律第04-07号に
鑑み、

イスラム暦12月27日すなわち2005年2
月6日付種子、植物及び植物新品種保護に
係る法律第05-03号に鑑み、

イスラム暦1426年6月28日すなわち2005

年8月4日付水に関する法律第05-12号(改
正及び補遺を含む)に鑑み、

イスラム暦1427年6月19日すなわち2006
年7月15日絶滅のおそれのある一部動物種
の保護及び保存に係るオルドナンス第
06-05号に鑑み、

Aouel イスラム暦1429年8月すなわち
2008年8月3日付農業方針に係る法律第
08-16号に鑑み、

イスラム暦1432年3月14日すなわち2011
年2月17日付持続可能な開発における保護
区域に係る法律第11-02号に鑑み、

国務院答申の後

国会の可決を経て

以下を内容とする法律を公布する。

第1章

総則

第1条

本法律は、生物資源及びそれに関連する知
識の取得、保護、保全、輸送、移転及び利
用、ならびにその利用から生ずる利益の公
正かつ衡平な配分の方式を定めることを目的とする。

第2条

本法律において、語句は以下のとおり定義

される。

生物資源：遺伝資源、有機体及びその要素、個体群、ならびに人類にとって現実の又は潜在的な価値を持つすべての生態系の生物的要素。

生物資源の取得：生物資源の全ての探査、収集又は標本の採取。

生物資源の輸送：生物資源の国土内における移動。

生物資源の移転：生物資源の国境を越える移動。

探査：まだ確立されていない、価値を有する可能性のある要素又は構成要素を抽出するための、生物多様性の研究。

利用：生物資源及び/又は関連する知識の利用。

保有者：関連する生物資源、その生態系、その利用法、付帯するメリット、ならびにその保全及び利用に関連した知見に係る、経験的又は/及び伝統的知識を有する全ての自然人又は法人。

申請者：生物資源及び/又は関連する知識の取得を望む全ての自然人又は法人。

利益の公正かつ衡平な配分：生物資源及びそれに関連する知識の利用から生ずるいかなる金銭的又は非金銭的利益、ならびにいかなる利益の分配。

生物資源に関する知識：生物資源の保全及び利用に必要な知識。

第2章

生物資源に関する国家機関

第3条

本法律により、生物資源及び関連する知識の取得、輸送、移転及び利用についての全ての申請を審査する生物資源国家機関(以下「国家機関」)を設立する。

同国家機関は、環境省の管轄下に置かれる。

第4条

国家機関は、関係省庁及び関係機関、ならびに生物資源分野に従事する専門家から成る。

国家機関の構成、権限及び機能形態、ならびに専門家の任命の条件・様式、及び国家機関と現行の法律及び規則により定められる当局との関係に関する形態は、規則によって明確に示される。

第5条

生物資源及び/又はそれに関する知識のいかなる取得も、(国家機関の)許可なく行われてはならない。

第3章

生物資源の取得

第 6 条

申請者は、国家機関に対し、生物資源の取得、及び/又は輸送、及び/又は移転、及び/又は利用の許可申請を行わなくてはならない。

第 7 条

生物資源の取得の許可書は、以下第 8 条及び第 9 条に明記される科学的又は商業的目的のための探査、もしくは収集又は採取に対して発行される。

許可書の型式及び内容は、規則によって定められる。

第 8 条

商業的目的のための取得の場合は、収集許可書の申請者は以下を行わなくてはならない。

- 国家機関に対し、申請内容と結果の審査のための全ての情報を提供する
- 収集によって予測される結果全体を提示する
- 必要があれば、関連する自然資源、関連する技術移転及び利益の分配に関する権利の保護について、提案を示す
- 検討されている生物資源及び関連する生態系に対して、取得が与える影響に関する調査を報告する。

第 9 条

科学的目的のための取得の場合は、収集許可書の申請者は以下を行わなくてはならない。

- 国家機関に対し、申請内容と影響の審査のための全ての情報を提供する
- 研究の目的を明示する

- 国家機関への報告書において研究の結果を報告する義務を負う。

第 10 条

全ての生物資源及びそれに関連する知識の取得について、申請者は国家機関が指名したアルジェリア人の科学者を参加させ、国立ジーンバンクに対して収集した生物資源の副本を提出しなくてはならない。

本条の適用の方式は、規則によって定められる。

第 11 条

生物資源の取得許可書には、全ての場合において、取得の科学的又は商業的性質、取得の区域、各作業の期間及び日程、用いられる手段、責任者及び作業者の身元、ならびに取得の分量が記載されなくてはならない。

同許可書は、自然資源に適用可能な機密保持の制限を含むことができる。

生物資源の輸送の場合、取得許可証には、輸送手段及び、状況に応じて道程が明確に示されなくてはならない。

生物資源の移転の場合、取得許可書には、国土への入国地点及び出国地点が明確に示されなくてはならない。

生物資源の利用の場合、生物資源の取得許可書には、利用の性質、製品の用途及び予想される市場が明確に示されなくてはならない。

生物資源の取得許可証はその付属書に、衛生上の手続き、環境及び関連する所有権又は使用権の侵害を防ぐために取るべき予防策、ならびに国家機関によって課せられる、関連する生物資源及び/又はそれに係る権

利のためのその他全ての規則を示す。

第 12 条

生物資源の取得申請書類の内容、科学的又は商業的目的のための探査、収集又は採取の申請に必要な文書、及び申請者が負う義務の条件、条項又は様式は、規則によって定められる。

第 13 条

国家機関は、生物資源及び/又は関連する知識の取得に係る全ての申請を、予定される採集の性質及び量を明確にしたうえで、規則によって定められた方式に従い、対象コムーンの地域当局、及び/又は職業団体、及び/又は対象の生物資源の分野に従事する団体、及び/又は生物資源と関連する知識の保有者の事前の同意に付する。

第 14 条

申請者による生物資源の取得許可書に記載された事項の不遵守が明らかになった場合には、生物資源の取得許可書は、停止又は取消しされうる。

第 4 章

自然資源の保存、保護、移転及び活用

第 15 条

本法律により、生物資源の取得許可証の全ての申請を記載する生物資源に関する公式な登録簿を作成する。

同簿の内容及び管理様式は規則によって定められる。

第 16 条

国家機関において生物資源及び関連する知識に係るデータベースを設立し、その機能、利用及び管理の方式は規則によって定められる。

第 17 条

生物資源及びそれに関連する知識の取得ならびにその利用は、利益の公正かつ衡平な配分をもたらさなくてはならない。利益の公正かつ衡平な配分の構造は、規則によって定められる。

第 18 条

生物資源に関連する知識は、特定の知的財産権の対象となり、その行使の方式は、現行の法律に従って適用される。

第 19 条

生物資源の取得は、現行の法律によって定められた税の支払いを条件とする。

第 5 章

刑罰規定

第 20 条

司法警察官及び司法巡査、ならびに正式に委任を受けた公務員は、現行の法律及び規則によって付与された特権を行使し、違反を捜査、確認する権限を有する。

第 21 条

本法律第 5 条の規定の全ての違反は、懲役

3 年以上 5 年以下及び 500,000 ディナール以上 1,500,000 ディナール以下の罰金に処される。

第 22 条

上記第 14 条の規定の適用を妨げない範囲において、生物資源の取得許可書の記載事項及び条件、特に本法律第 11 条の規定を遵守しない者は全て、300,000 ディナール以上 1,500,000 ディナール以下の罰金をもつて処罰される。

第 6 章

特則及び最終規定

第 23 条

本法律の適用の方式は、必要があれば、規則によって定められる。

第 24 条

本法律はアルジェリア民主人民共和国官報に掲載される。

イスラム暦 1435 年 1 月 13 日すなわち 2014 年 8 月 9 日、アルジェ

Abdelaziz BOUTEFLIK